

戸籍関係証明書 交付請求書(郵便請求用)

(あて先)

長

年 月 日

請求者	住所	〒		
	フリガナ			大正・昭和・平成・西暦
	氏名	(※)	生年月日	年 月 日
	電話番号(戻間必ず連絡のつくところ)	— — —		
どなたの証明書が必要ですか?	<input type="checkbox"/> 請求者本人 <input type="checkbox"/> 本人以外: 氏名 ()  その方から見た、あなた(請求者)の続柄を教えてください。 <input type="checkbox"/> 夫・妻 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父・母 <input type="checkbox"/> 祖父・祖母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 () → ※委任状が必要な場合があります			
本籍	大津市 ※番地まで記載してください			
筆頭者氏名 (戸籍の最初にかかれている人)	※筆頭者は亡くなられても変わりません			
最近届出をされた方はご記入ください。	届出日: 年 月 日 届出先: () 市・区・町・村 届出の種類: <input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> その他 ()			
使用目的および提出先	<input type="checkbox"/> 戸籍の届出 <input type="checkbox"/> パスポート申請 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 保険 <input type="checkbox"/> 相続登記 <input type="checkbox"/> 名義変更 <input type="checkbox"/> その他(具体的に) () 提出先【 】			
▼必要な証明書および通数	1通あたりの手数料			
戸籍	謄本(全部事項証明書)	通	450円	→ 相続手続で戸籍を請求される場合はご記入ください。 亡くなられた方の氏名: ()
	抄本(個人事項証明書)	通	450円	亡くなられた日: 年 月 日
除籍	謄本(全部事項証明書)	通	750円	▼必要なものにチェックを入れ、通数を記入してください。 □死亡の記載がある戸籍(除籍) () 通
	抄本(個人事項証明書)	通	750円	□出生から死亡(最新)までの記載がある戸籍 () 組 □婚姻から死亡(最新)までの記載がある戸籍 () 組
改製原戸籍	謄本	通	750円	※連続した戸籍をご請求される場合、戸籍が複数になります。 手数料を多めに同封いただきますと、余った場合は小為替にて返送させていただきます。
	抄本	通	750円	
戸籍の附票	謄本(全部証明書)	通	300円	→ 戸籍の附票に記載が必要な住所があればご記入ください。
	抄本(一部証明書)	通	300円	
記載が必要な項目にチェックしてください。※チェックがなければ省略します→ <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人情報				
身分証明書	通	300円	<用語について> 筆頭者…戸籍の一番最初に記載がある人のこと。 謄本…そこに記載されている全員の事項を証明するもの。 抄本…そこに記載されている個人もしくは数人分の事項を証明するもの。 除籍…転籍や死亡などによって、その戸籍の構成員が誰もいなくなった状態の戸籍のこと。 原戸籍…戸籍の形式を変更する法律の改正によって閉鎖された古い形式の戸籍のこと。 附票…その戸籍が作られた時点からの住所の履歴を記録したもの。	
独身証明書	通	300円		
受理証明書: () 届 届出年月日(年 月 日)	通	350円		
届書写: () 届 届出年月日(年 月 日)	通	350円		
	通			
(連絡事項)				

※裏面の注意書きを必ずお読みください。

戸籍謄抄本や身分証明書は、郵送で交付請求ができます。

＜請求に必要なもの＞

①請求書（この用紙です）

- ・請求者の住所（住民登録地）、氏名、生年月日、電話番号は必ず全てご記入ください。特に、**電話番号は昼間連絡がつく番号を必ず記入してください**。携帯電話、お勤め先でも結構です。連絡がつかない場合、処理が滞ることがあります。
- ・戸籍の表示（本籍・筆頭者）を特定してから請求してください。戸籍の表示が分からぬ場合には、本籍が記載された住民票などで確認することができます。

②手数料

手数料は、郵便定額小為替、普通為替、または現金（現金書留）を同封してください。切手での取扱いはできません。手数料は市区町村によって異なります。あらかじめ、請求される市区町村へお問い合わせください。大津市の場合はホームページでもご確認いただけます。
※郵便定額小為替、普通為替はゆうちょ銀行または郵便局の窓口で購入できます。

③請求者の本人確認書類の写し

請求者の本人確認書類として、マイナンバーカード、自動車運転免許証などのコピーを同封してください。（住所や氏名など券面の内容に変更がある場合は、最新の情報も確認できるようにコピーしてください。）

④返信用封筒

請求書記載の住所、氏名を記入し、切手を貼ってください。

（お急ぎの場合は、別途速達手数料分の切手も貼ってください。）

★戸籍関係の証明書は、請求者の住民登録地でないと送付できません。

（本人確認書類に記載されている住所地のみとなります。）

入れ忘れがないか再度確認を！

＜請求先＞※郵便請求の場合

戸籍関係の証明書は、**本籍をおいている市区町村**で発行となります。

上記請求に必要なもの①～④を同封のうえ、当該市区町村へ送付してください。

大津市に請求する場合は下記へ送付してください。

〒520-8575 大津市役所 戸籍住民課宛

（※専用郵便番号につき住所記載不要）

＜ご注意＞

- ・証明書がお手元に届くまで、1週間程度かかる場合があります。お急ぎの方は速達をご利用ください。
- ・大津市の戸籍及び戸籍の附票は、平成14年6月15日付（旧志賀町は平成17年2月26日付）で電算化による改製を行っております。電算化以前の戸籍の附票については、保存年限経過のため交付できませんのでご了承ください。
- ・第三者が他人の証明書を請求する場合は、使用目的を詳細に記入し疎明資料を添付してください。

※証明書の種別によっては、請求に応じられません。

※プライバシーの侵害につながるような不当な目的による請求には応じられません。

※偽り、その他不正な手段により交付を受けた場合は、戸籍法第133条の規定により、30万円以下の罰金に処せられます。

ご不明な点につきましては、請求される市区町村または下記へお問い合わせください。

大津市役所 戸籍住民課

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号
TEL 077-528-2731（直通）
E-Mail otsu1115@city.otsu.lg.jp
URL <https://www.city.otsu.lg.jp/>

「古都」大津

大津市は、平成15年10月10日、全国10番目の古都として政令指定されました。今も大津京の文化や伝統が息づき、湖と山々が織りなす雄大な自然環境と多くの歴史的資産に裏付けられたその美しい風土は、市民の誇りであり、また訪れる人々を魅了するものともなっています。